

3.3.3.3.4.3. 分割

打上げ実施者である法人が分割により人工衛星等の打上げに係る事業の承継を行おうとする場合は、以下に示す書類を提出する必要があります（規則第10条第3項）。

- 1) 認可申請書（様式第七）
- 2) 分割の方法及び条件が記載された書類
- ~~3) 分割により人工衛星等の打上げに係る事業を承継する法人に係る規則第五条第二項第一号ロに掲げる書類（申請者に係る書類）~~
- 4) ~~3)~~ 分割により人工衛星等の打上げに係る事業を承継する法人が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類（ロケット打上げ計画を実行する体制に係る書類）
- ~~5) 4)~~ 分割契約書（新設分割場合にあっては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書
- ~~6) 5)~~ 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類
- ~~7) 6)~~ 許可証の写し

3.4.3.5. 許可の失効の届出

【人工衛星等の打上げに係る許可等】

法第十一条（死亡等による許可の失効）

前条第五項の規定によるほか、打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、第四条第一項の許可は、その効力を失う。この場合において、当該各号に定める者は、当該各号に該当することとなった日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 死亡したときその相続人
- 二 法人が破産手続開始の決定により解散したときその破産管財人
- 三 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の事由により解散したときその清算人
- 四 人工衛星等の打上げを終えたとき打上げ実施者であった個人又は打上げ実施者であった法人を代表する役員

規則第十一条（死亡等の届出）

法第十一条の各号に定める者は、同条の規定による届出をするときは、様式第八による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書には、法第十一条第一号から第三号までのいずれかに該当する場合は、当該人工衛星等の打上げに係る第五条第四項の許可証を添えなければならない。

人工衛星等の打上げを終えたときは、人工衛星等の打上げ許可はその効力を失います。打上げ実施者であった者は、打上げを終えた日から30日以内に、必要な書類を提出してください。

○ 人工衛星等の打上げを終えたとき

- 届出者 : 打上げ実施者であった個人又は法人を代表する役員
提出書類 : 届出書（様式第八）

打上げ実施者が次のいずれかの事項に該当することとなったときは、人工衛星等の打上げの許可はその効力を失います。各事項に定める者は、その事項に該当することとなった日から30日以内に、必要な書類を提出してください。

- 打上げ実施者であった個人が死亡したとき
 - 届出者 : その相続人
 - 提出書類 : 届出書（様式第八）及び許可証の原本

- 打上げ実施者であった法人が破産手続開始の決定により解散したとき
 - 届出者 : その破産管財人
 - 提出書類 : 届出書（様式第八）及び許可証の原本

- 打上げ実施者であった法人が合併及び破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき
 - 届出者 : その清算精算人
 - 提出書類 : 届出書（様式第八）及び許可証の原本

4. 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定関係

【人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定等】

法第十三条（型式認定）

内閣総理大臣は、申請により、人工衛星の打上げ用ロケットの設計について型式認定を行う。

- 2 前項の型式認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

規則第十三条（人工衛星の打上げ用ロケットの設計の型式認定の申請等）

法第十三条第一項の型式認定を受けようとする者は、様式第九による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定を受けたならば、その旨の通知が行われ、型式認定書が交付されます。当該認定証の交付を郵送にて希望する場合は、日本産業規格 A4 が入る返信用封筒に郵送先を記載し、簡易書留に必要な切手を貼付けた上で、事前に事務局に提出してください。なお、当該型式認定書は、偽造等を防止するため、ウェブサイト等による公開はしないでください。

4.1. 型式認定申請書

4.1.1. 申請書の記載事項及び記載要領

人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第9）を提出してください。

なお、他機関へ提出している書類等に以下の内容が記載されている場合は、該当箇所を示すことで当該書類を添付書類として活用することも可能です。

- ① 住所、氏名又は名称、連絡先
- ② 人工衛星の打上げ用ロケットの設計
- ③ 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法
- ④ 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件

これらに関する記載要領について、項目ごとに以下に示します。

① 住所、氏名又は名称、連絡先

- 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定を受けようとする者が個人の場合：
 - ・住民票に記載された氏名及び住所を記載してください。
 - ・外国人の場合は、当該外国政府の発行した書類やこれに準ずる書類に記載された住所及び氏名を記載してください。
- 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定を受けようとする者が法人の場合：
 - ・登記事項証明書に記載された法人名及び住所を記載してください。
 - ・外国法人の場合は、当該外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準ずるもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の住所を記載してください。

連絡先については、郵便物の受け取りが可能な、住所、氏名~~又は~~法人名、担当部署、担当者名等に加え、電話番号及び電子メールアドレスを記載してください。なお、連絡先については4.2.項の変更手続きの対象外です。

② 人工衛星の打上げ用ロケットの設計

様式第 ~~91~~ の別紙 ~~1~~ を用い、人工衛星の打上げ用ロケットのシステム概要、打上げ能力、飛行安全管理に係る機能の概要を示してください。

人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定は、複数の機体形態(補助ブースターの有無など)について一つの申請とすることが可能です。その際、飛行能力等、機体形態によって設計の結果が異なるものについては、その各々がロケット安全基準に適合する必要があります。

搭載ペイロード質量や投入軌道、打上げ季節の影響等については、想定される幅を考慮した上で設定し、記載してください。

③ 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法

当該ロケットにおいて、発射から軌道投入までロケット正常時、異常時及び打上げ前の打上げ施設の周辺の安全を確保するための方針、具体的方法及び検証方法を記載してください。必要に応じて別紙等を添付して詳細な説明を追加してください。

飛行中断措置については飛行中断手段及びその全体構成について記載してください。

④ 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件

人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設とのインタフェースに関する技術的条件及びその適合性を確認する方法を記載してください。必要に応じて別紙等を添付して詳細な説明を追加してください。

人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設との技術的条件は、人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の組合せにより異なるため一様ではありませんが、一例として以下のよう内容が想定されます。

- ・ 打上げ施設とロケットとの物理的、電気的インタフェース仕様、インタフェース図
- ・ ロケットの発射初期の飛行経路を定めるための打上げ施設の発射装置の能力仕様
- ・ ロケットの発射カウントダウンシーケンスと緊急停止を実現するための仕組み

4.1.2. 添付書類

人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定を受けようとする場合は、4.1.1項に示す申請書に、以下に示す書類を添えて提出する必要があります（規則第13条第2項）。

~~①~~ 申請者に係る書類

- ① ~~②~~ 人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類
- ② ~~③~~ 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行実績又は試験結果を記載した書類
- ③ ~~④~~ 人工衛星の打上げ用ロケットの信頼性の評価結果を記載した書類
- ~~④~~~~⑤~~ 人工衛星の打上げ用ロケットが設計に合致していることの確認方法を記載した書

これらの書類について、項目ごとに以下に説明します。

~~①~~ 申請者に係る書類

- ~~○ 申請者が個人である場合は、その住民票の写し又はこれに代わる書類
本籍の記載のあるものに限ります。外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載のあるものに限ります。~~
- ~~○ 申請者が法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
外国法人においては、当該外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準ずるもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものを提出してください。~~

~~②~~~~①~~ 人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類

「人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定に関するガイドライン」第6章を参考として、人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準（規則第7条）に適合することを示す設計図、システムブロック図、解析結果、試験結果等を示してください。その内容の例としては以下が考えられます。なお、該当箇所を示すことで既存の設計書等の文書を活用することも可能です。

- ・ 飛行能力
 - 飛行計画
 - 投入軌道、搭載人工衛星打上げ能力

- ロケットのシステム構成 及びおよび 推進薬の配分
- 飛行シーケンス・オブ・イベント
- ノミナル 及びおよび 分散飛行経路プロファイル
- 飛行安全管制
- 分離物落下予想区域の設定位置等 — (飛行安全上の成立性も考慮すること)
- ノミナル および及び 分散飛行経路計算条件
 - 想定する射点情報（位置座標、高度等）、機体（質量、推進性能、推力パターン等）、環境条件（風、大気密度等）等の入力条件及びデータの説明を含む
 - ノミナル及び分散飛行経路、分散データの源泉（各条件（推力、風等）のばらつき）
 - 飛行の制御が適切に行われることを示すデータ
 - 複数の機体形態（補助ブースターの有無等）について型式申請を行う場合は、機体形態ごとの設計結果
- 解析結果の妥当性の評価
 - 解析結果の妥当性を示す方法の説明及び結果（飛行実績のあるロケットにあつては、分散飛行経路及び推力パターンの実測値と設計値との比較結果を示すことで足りる可能性があります）
- 着火装置等の故障、誤作動を防止する措置
 - ロケットの着火装置等のシステム概要
 - 故障許容設計
 - ブロック図 ※電源系統、制御ラインの情報を含む
 - 故障許容設計確認試験結果 ※試験条件含む
 - 火工品へのシールド設計
 - 火工品仕様及びシールド等部品仕様
 - 火工品点火機構の説明
 - ブロック図 ※電源系統、制御ラインの情報を含む
 - 試験確認結果
 - 電磁適合性確認結果 ※最大不着火エネルギーに対するマージンも考慮
- 飛行安全管制のための機能
 - 飛行安全管制用データ計測、送信機能のシステム概要
 - 各機器の機能、主要仕様・性能情報（周波数帯、送信電力、送受信周期、変調方式、誤差情報等）
 - ブロック図 ※電源系統含む
 - 機体に搭載される機器の位置、計装情報 ※送受信機、アンテナ等、関連機器全て
 - 地上局とのデータインタフェース仕様（データフォーマット、周波数、送信周期、ディレイ等）

- 機能及び電波試験結果
- ・ 飛行中断機能
 - 飛行中断機能（コマンド受信機、飛行中断機器等）のシステム概要 ※飛行中断手段の説明含む
 - 各機器の機能、主要仕様・性能情報（周波数帯、送信電力、送受信周期、変調方式、誤差情報等）
 - 飛行中断機構の説明 ※コマンド受信から飛行中断機構作動、飛行中断における各システム状態・状態遷移とデータ（制御信号）の流れ
 - 早期分離破壊機構の説明 ※飛行中断の方法が地上からの信号を受信することにより行う場合のコマンド受信機搭載段、又は飛行中断の方法がロケット機体側で判断することにより行う場合の機体側判断装置搭載段以外の段が、当該搭載段から早期に分離した場合において自動的に飛行を中断する機構の説明
 - ブロック図 ※電源系統含む
 - 機体に搭載される機器の位置、計装情報 ※受信機、アンテナ、飛行中断機構等、関連機器全て
 - 故障許容設計 ※不期作動対策として使用している場合
 - ブロック図 ※制御ラインの情報を含む
 - 故障許容設計確認試験結果 ※試験条件含む
 - 火工品へのシールド設計 ※火工品による飛行中断システムの場合
 - ブロック図
 - 電磁適合性確認結果 ※最大不着火エネルギーに対するマージンも考慮
 - 地上局とのデータインタフェース仕様（データフォーマット、暗号化、ヘルスチェック、ディレイ等）
 - 機能及び電波試験結果
 - 飛行中断による破片様相検討結果（飛行中断後の機体状況、破片化等）
 - 傷害予測数（ E_c ）解析結果
- ・ 重要なシステム等の信頼性及び冗長性
 - 信頼性解析、試験結果
 - ブロック図 ※電源系統含む、前述の機器と重複する場合は省略可能
 - 機体に搭載される機器の位置、計装情報 ※前述の機器と重複する場合は省略可能
 - 機能及び電波試験結果
- ・ 人工衛星等の分離に係る軌道上デブリ発生の抑制
 - デブリ発生防止設計
 - システム概要
 - ブロック図

- 試験結果
- ・ ロケット軌道投入段に係る軌道上デブリ発生の抑制
 - デブリ発生防止設計
 - システム概要
 - ブロック図
 - 試験結果
 - 運用計画
 - ミッション終了後再突入する場合はその機能試験結果及び地上へのリスク評価結果、運用計画

③② 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行実績又は試験結果を記載した書類

既に同型ロケットにて打上げ実績のある人工衛星の打上げ用ロケットについては、飛行実績として以下を記載した書類を提出してください。また、あわせて液体ロケットエンジンや固体ロケットモータの性能を保証する試験結果等を示してください。

- ・ 総打上げ回数
- ・ 打上げ年月日、打上げ施設、ペイロード情報（名称、質量、投入軌道）、軌道投入誤差、打上げの成否
- ・ 同型ロケット打上げ開始からの、重要なシステム等に係る主な設計変更の有無、変更ありの場合はその概要及び理由
- ・ その他、特筆すべき事項（重大な不具合があった場合の原因究明結果、再発防止対策等）

打上げ実績のない人工衛星の打上げ用ロケットについては、エンジン燃焼試験や類似するロケットの飛行試験（弾道飛行でも可）の条件及び結果を示してください。

④③ 人工衛星の打上げ用ロケットの信頼性の評価結果を記載した書類

当該ロケットの信頼性をアビオニクス、推進システム、構造体等、各分野に対して適切な評価方法にて検討し、打上げフェーズごとにロケットの飛行を中断すべき事態が発生する確率を示してください。

また、飛行中断の方法が液体ロケットエンジンや固体ロケットモータ等の破壊を伴う場合にあつては、傷害予測数 (E_c) 及び落下予測域の計算に必要な破壊後の破片の大きさや分散の程度を示してください。

⑤④ 人工衛星の打上げ用ロケットが設計に合致していることの確認方法を記載した

実際に製造するロケットが設計に合致していることを検証する方法を示してください。
例えば、検査実施要領書品質保証マトリクスなどが該当します。

4.2. 認定の変更関係

【人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定等】

法第十四条（設計等の変更）

- 前条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするとき（ロケット安全基準の変更があった場合において、当該型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなったときを含む。）は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 前条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更があったとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
 - 3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

規則第十四条（設計等の変更の申請等）

- 法第十三条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十一による申請書に、次に掲げる書類を添えて、内閣総理大臣の変更の認定を受けなければならない。
- 一 前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類
 - 二 当該変更後の人工衛星の打上げ用ロケットの設計が第七条に定めるロケット安全基準に適合していることを証する書類
 - 三 法第十三条第四項の型式認定書の写し
- 2 内閣総理大臣は、法第十四条第一項の変更の認定をしたときは、法第十三条第一項の型式認定を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、当該人工衛星の打上げ用ロケットの設計の型式認定に係る同条第四項の型式認定書を返納させた上で、様式第十による型式認定書を再交付するものとする。
 - 3 法第十四条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第十三条第二項第二号に掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。
 - 4 法第十三条第一項の型式認定を受けた者は、法第十四条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第十二による届出書に、変更事項に係る書類及び法第十三条第四項の型式認定書の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

申請書類に記載した内容に変更が生じる場合は、変更する項目や変更の程度に応じて以

下の変更の認定の申請又は届出のいずれかを行う必要があります。認定の申請、届出の対象や具体的な例については「人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定に関するガイドライン」第7章を参照してください。

4.2.1. 変更の認定の申請

次の事項を変更しようとするときは、実質的な変更を伴わないものを除き、変更の認定の申請が必要です。

- ・ 人工衛星の打上げ用ロケットの設計

変更の認定の申請には、以下に示す書類を提出する必要があります(規則第14条第1項)。

- 1) 変更の認定申請書
- 2) 当該変更事項に係る書類
- 3) 当該変更後の人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類
- 4) 型式認定書の写し

- 1) 変更の認定申請書

変更に係る事項を記載した申請書(様式第11)を提出してください。

- 2) 当該変更事項に係る書類

4.1.2項②③から④⑤までの書類のうち、当該変更事項に係る書類を提出してください。

- 3) 当該変更後の人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類

当該変更後の4.1.2項①②の書類を提出してください。

- 4) 型式認定書の写し

交付された型式認定書の写しを提出してください。

変更の認定がなされたならば、その旨の通知が行われます。その場合は、新たな型式認定書が再交付されますので、既に交付された型式認定書を返納してください。

4.2.2. 変更の届出

次の事項のうち、いずれかを変更し~~た~~ようとするときは、変更の届出が必要です。

- ・ 型式認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
- ・ 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法
- ・ 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件
- ・ 4.2.1項の認定の申請が必要な事項のうち、実質的な変更を伴わないもの

変更の届出には、以下に示す書類を提出する必要があります（規則第 14 条第 4 項）。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 変更届出書2) 変更事項に係る書類3) 型式認定書の写し |
|---|

- 1) 変更届出書
変更に係る事項を記載した届出書（様式第 12）を提出してください。
- 2) 変更事項に係る書類
4.1.2 項の各書類のうち、変更事項に係る書類を提出してください。
- 3) 型式認定書の写し
交付された型式認定書の写しを提出してください。

変更の届出の場合は、新たな型式認定書は再交付されませんので、型式認定書の返納は不要です。

5. 打上げ施設の適合認定関係

【打上げ施設の適合認定等】

法第十六条（適合認定）

内閣総理大臣は、申請により、国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設について、これを用いて行う人工衛星等の打上げに係る人工衛星の打上げ用ロケットの型式（その設計が第十三条第一項の型式認定又は外国認定を受けたものに限る。）ごとに、適合認定を行う。

- 2 前項の適合認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

規則第十六条（打上げ施設の適合認定の申請等）

法第十六条第一項の適合認定を受けようとする者は、様式第十三による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

打上げ施設の適合認定を受けたならば、その旨の通知が行われ、打上げ施設認定書が交付されます。当該認定証の交付を郵送にて希望する場合は、日本産業規格 A4 が入る返信用封筒に郵送先を記載し、簡易書留に必要な切手を貼付けた上で、事前に事務局に提出してください。なお、当該打上げ施設認定書は、偽造等を防止するため、ウェブサイト等による公開はしないでください。

5.1. 適合認定申請書

5.1.1. 申請書の記載事項及び記載要領

打上げ施設の適合認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第13）を提出してください。

なお、他機関へ提出している書類等に以下の内容が記載されている場合は、該当箇所を示すことで当該書類を添付書類として活用することも可能です。

- ① 住所、氏名又は名称、連絡先
- ② 打上げ施設の場所、構造及び設備
- ③ 型式認定番号
- ④ 型式
- ⑤ 型式認定年月日
- ⑥ 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法

これらに関する記載要領について、項目ごとに以下に示します。

① 住所、氏名又は名称、連絡先

- 打上げ施設の適合認定を受けようとする者が個人の場合：
 - ・ 住民票に記載された氏名及び住所を記載してください。
 - ・ 外国人の場合は、当該外国政府の発行した書類やこれに準ずる書類に記載された住所及び氏名を記載してください。
- 打上げ施設の適合認定を受けようとする者が法人の場合：
 - ・ 登記事項証明書に記載された法人名及び住所を記載してください。
 - ・ 外国法人の場合は、当該外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準ずるもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の住所を記載してください。

連絡先については、郵便物の受け取りが可能な、住所、氏名~~又は~~法人名、担当部署、担当者名等に加え、電話番号及び電子メールアドレスを記載してください。なお、連絡先については5.2.項の変更手続きの対象外です。

② 打上げ施設の場所、構造及び設備

・ 「場所」

打上げ施設（人工衛星の打上げ用ロケットを発射する機能を有する施設）の所在地を記載してください。また、無線設備等、打上げに必要な設備が複数の場所に所在する場合は、それぞれの所在地を記載してください。

・ 「構造及び設備」

打上げ施設を構成する要素及び配置図を記載してください。打上げ施設の構造及び構

成は、施設ごとに異なるため一様ではありませんが、一例として以下のような構成が想定されます。

- 火薬類等の保安物の貯蔵所
- ロケット、人工衛星の組立棟
- 射点周辺
- ロケットの発射、緊急停止、安全化処置等を制御する建屋
- 飛行安全管制棟
- 飛行中断に関する地上局

なお、記載には、打上げ施設の周辺の安全を確保できることを示すことが必要です。そのため、外部との境界線、当該設備に対する第三者の進入防止のための設備についても、配置図として記載してください。

③ 型式認定番号

打上げ施設の適合認定は、ロケットの型式ごとに受ける必要があります。
当該打上げ施設で打ち上げるロケットの型式認定番号を記載してください。

④ 型式

当該打上げ施設で打ち上げる、型式認定を受けたロケットの型式を記載してください。

⑤ 型式認定年月日

当該打上げ施設で打ち上げる、型式認定を受けたロケットの型式認定年月日を記載してください。

⑥ 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法

当該打上げ施設において、発射から軌道投入までロケット正常時、異常時及び打上げ前の打上げ施設の周辺の安全を確保するための方針、具体的方法及び検証方法を記載してください。必要に応じて別紙等を添付して詳細な説明を追加してください。

飛行中断措置については飛行中断手段及びその全体構成について記載してください。

5.1.2. 添付書類

打上げ施設の適合認定を受けようとする場合、5.1.1項に示す申請書に、以下に示す書類を添えて提出する必要があります（規則第16条第2項）。

① 申請者に係る書類

②① 打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類

③② 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件及びその条件に適合していることを明らかにする書類

これらの書類について、項目ごとに以下に説明します。

① 申請者に係る書類

~~○ 申請者が個人である場合は、その住民票の写し又はこれに代わる書類
本籍の記載のあるものに限ります。外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律
第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載のあるものに限ります。~~

~~○ 申請者が法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
外国法人においては、当該外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これ
に準ずるもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものを
提出してください。~~

① 打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類

「打上げ施設の適合認定に関するガイドライン」第6章を参考として、打上げ施設が型式別施設安全基準（規則第8条）に適合することを示す設計図、システムブロック図、解析結果、試験結果等を示してください。その内容の例としては以下が考えられます。なお、該当箇所を示すことで既存の設計書等の文書を活用することも可能です。

- ・ 警戒区域の確保及び第三者の進入防止対策等
 - 警戒区域の確保
 - 警戒区域が確保できることの説明
 - 第三者の進入防止対策等
 - フェンス、入退場管理システム、警備員の巡回などの第三者の進入防止対策の説明

- 発射装置
 - 発射装置のシステム概要 (射座の剛性やアライメント条件含む)
 - 安全確保の手段と設計情報
 - 電氣的システムブロック図
 - 緊急停止系統図
- 着火装置等の故障、誤作動を防止する措置
 - 打上げ施設を含むロケットシステムの着火装置等のシステム概要
 - 故障許容設計
 - ブロック図 ※電源系統、制御ラインの情報を含む
 - 故障許容設計確認試験結果 ※試験条件含む
 - 火工品へのシールド設計
 - 火工品仕様及びシールド等部品仕様
 - 火工品点火機構の説明
 - ブロック図 ※電源系統、制御ラインの情報を含む
 - 試験確認結果
 - 電磁適合性確認結果 ※最大不着火エネルギーに対するマージンも考慮
- 飛行安全管制のための機能
 - 飛行安全管制用データ計測、送信機能のシステム概要
 - 各機器の機能、主要仕様・性能情報（周波数帯、送信電力、送受信周期、変調方式、誤差情報等）
 - ブロック図 ※電源系統含む
 - ロケットとのデータインタフェース仕様（データフォーマット、周波数、送信周期、ディレイ等）
 - 機能及び電波試験結果
- 飛行中断機能（施設からロケット機体までを含めた説明）
 - 飛行中断機能（コマンド送信機等）のシステム概要 ※飛行中断手段の説明含む
 - 各機器の機能、主要仕様・性能情報（周波数帯、送信電力、送受信周期、変調方式、誤差情報等）
 - 機体搭載の飛行中断機能との連携 ※コマンド送信から飛行中断機構作動、飛行中断に至る機体側のシステム動作と地上システムにおける確認方法、アンサバック等
 - ブロック図 ※電源系統含む
 - 故障許容設計 ※不期作動対策として使用している場合
 - ブロック図 ※制御ラインの情報を含む
 - 故障許容設計確認試験結果 ※試験条件含む
 - 機体搭載火工品の誤動作防止への配慮

- 誤放射防止対策
- 適切な電波設備配置
- 電磁波放射禁止時間帯の設定 等
- ロケットとのデータインタフェース仕様（データフォーマット、暗号化、ヘルスチェック、ディレイ等）
- 機能及び電波試験結果
- 飛行中断後のデータ収集機能
- ・ 重要なシステム等の信頼性及び冗長性
 - 信頼性解析、試験結果
 - ブロック図 ※電源系統含む、前述の機器と重複する場合は省略可能
 - 機能及び電波試験結果

② 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件及びその条件に適合していることを明らかにする書類

人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設とのインタフェースに関する技術的条件及びその適合性を確認する方法を記載してください。必要に応じて別紙等を添付して詳細な説明を追加してください。

人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設との技術的条件は、人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の組合せごとに異なるため一様ではありませんが、一例として以下の様な内容が想定されます。

- ・ 打上げ施設とロケットとの物理的、電気的インタフェース仕様、インタフェース図
- ・ ロケットの発射初期の飛行経路を定めるための打上げ施設の発射装置の能力仕様
- ・ ロケットの発射カウントダウンシーケンスと緊急停止を実現するための仕組み

5.2. 認定の変更関係

【打上げ施設の適合認定等】

法第十七条（打上げ施設の場所等の変更）

前条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするとき（型式別施設安全基準の変更があった場合において、当該適合認定を受けた打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなったときを含む。）は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第五号に掲げる事項に変更があったとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

規則第十七条（打上げ施設の場所等の変更の申請等）

法第十六条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十五による申請書に、次に掲げる書類を添えて、内閣総理大臣の変更の認定を受けなければならない。

- 一 前条第二項第二号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類
 - 二 当該変更後の打上げ施設が第八条に定める型式別施設安全基準に適合していることを証する書類
 - 三 法第十六条第四項の打上げ施設認定書の写し
- 2 内閣総理大臣は、法第十七条第一項の変更の認定をしたときは、法第十六条第一項の適合認定を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、当該打上げ施設の適合認定に係る同条第四項の打上げ施設認定書を返納させた上で、様式第十四による打上げ施設認定書を再交付するものとする。
 - 3 法第十七条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第十六条第二項第二号又は第四号に掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。
 - 4 法第十六条第一項の適合認定を受けた者は、法第十七条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第十六による届出書に、変更事項に係る書類及び法第十六条第四項の打上げ施設認定書の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

申請書類に記載した内容に変更が生じる場合は、変更する項目や変更の程度に応じて以下の変更の認定の申請又は届出のいずれかを行う必要があります。認定の申請、届出の対象や具体的な例については「打上げ施設の適合認定に関するガイドライン」第7章を参照してください。

5.2.1. 変更の認定の申請

次の事項を変更しようとするときは、実質的な変更を伴わないものを除き、変更の認定の申請が必要です。

- ・ 打上げ施設の場所、構造及び設備
- ・ 飛行中断措置その他人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法

変更の認定の申請には、以下に示す書類を提出する必要があります(規則第17条第1項)。

- 1) 変更の認定申請書
- 2) 当該変更事項に係る書類
- 3) 当該変更後の打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類
- 4) 打上げ施設認定書の写し

- 1) 変更の認定申請書
変更に係る事項を記載した申請書(様式第15)を提出してください。
- 2) 当該変更事項に係る書類
当該変更事項に係る5.1.2項②③の書類を提出してください。
- 3) 当該変更後の打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類
当該変更後の5.1.2項①②の書類を提出してください。
- 4) 打上げ施設認定書の写し
交付された打上げ施設認定書の写しを提出してください。

変更の認定がなされたならば、その旨の通知が行われます。その場合は、新たな打上げ施設認定書が再交付されますので、既に交付された打上げ施設認定書を返納してください。

5.2.2. 変更の届出

次の事項のうち、いずれかを変更しようとするたときは、変更の届出が必要です。

- ・ 適合認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
- ・ 人工衛星の打上げ用ロケットの型式
- ・ 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定年月日
- ・ 5.2.1項の認定の申請が必要な事項のうち、実質的な変更を伴わないもの

変更の届出には、以下に示す書類を提出する必要があります(規則第17条第4項)。

- 1) 変更届出書
- 2) 変更事項に係る書類
- 3) 打上げ施設認定書の写し

- 1) 変更届出書
変更に係る事項を記載した届出書（様式第 16）を提出してください。
- 2) 変更事項に係る書類
5.1.2 項の各書類のうち、変更事項に係る書類を提出してください。
- 3) 打上げ施設認定書の写し
交付された打上げ施設認定書の写しを提出してください。

変更の届出の場合は、新たな打上げ施設認定書は再交付されませんので、打上げ施設認定書の返納は不要です。

6. 人工衛星の管理に係る許可関係

【人工衛星の管理に係る許可等】

法第二十条（許可）

国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行おうとする者は、人工衛星ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

規則第二十条（人工衛星の管理に係る許可の申請等）

第二十条第一項の許可を受けようとする者は、様式第十七による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

人工衛星の管理に係る許可を受ける必要がある場合とそうでない場合の具体的な例を、次に示します。許可の申請が必要か否かを明確に判断できない場合は、事前に~~内閣府宇宙開発戦略推進事務局（以下「事務局」という。）~~へ相談してください。

- 人工衛星の管理に係る許可を受ける必要がある場合
 - ・ 国内又は国外のロケットで打ち上げられた人工衛星を、国内に所在する~~人工衛星管理設備を用いて管理運用管制設備から運用~~する場合
 - ・ 人工衛星を~~の位置を把握したり制御したりする信号コマンド~~の一部又は全部を国内の運用~~管制設備場所（電子計算機が存在する場所）~~で生成し、当該信号をネットワーク等を経由して国内の地上局（~~アンテナを備える場所~~）は用いずに国外の~~アンテナ設備地上局~~のみから送信し、人工衛星を~~制御管理~~する場合
 - ・ 国外に引き渡す人工衛星について、国内に所在する~~人工衛星管理運用管制設備~~を用いて初期~~運用チェックアウト~~を行う場合
 - ・ 国外の~~人工衛星管理運用管制設備~~のみを用いて管理されていた人工衛星を、その管理の途中から国内に所在する~~人工衛星管理設備運用管制設備~~を用いて~~運用管理~~を開始する場合
 - ・ 宇宙ステーション補給機の貨物として宇宙ステーションに輸送された後、当該宇宙ステーションからの放出により国内に所在する~~運用管制人工衛星管理設備~~を用いて人工衛星の管理を開始する場合